
(仮称)再生可能エネルギー発電施設の 適正な導入及び管理に関する 条例(案)について



令和6年11月
生活環境部 環境企画課

1 市議会（政策提案検討委員会）からの提言について

【提言事項（要旨）】

(1) 持続可能な維持管理（責任の所在の明確化、修繕・撤去費用の積立）

(2) 住民説明の徹底

(3) 環境の保護（景観保護、治水能力の保護、土砂災害等の抑制）

(4) 地域共生型再生可能エネルギーの導入
（合意形成や、環境保護が不十分な事業を認めないこと）

(5) 規制対象の拡大（小規模再エネ事業者の届出、事故報告の指導）

2 市内の事故発生事例に係る問題点

事故の事例



主な課題

- (1) **関係法令等の手続**未了のまま、事業を実施。
- (2) 造成地の土砂流出も、再発防止等を直接**指導する権限**なし。
- (3) **近隣住民との合意**状況を把握しきれず。
- (4) **事業管理者の情報**を把握しきれず。

課題への対応

- 事業計画の**情報把握**
- 法令手続きの確認**
- 説明会**開催状況把握**
- 事業の**管理・修繕**
- 撤去費用等の確認**
- 上記に係る行政指導等**

3 再生可能エネルギーの適正な導入と管理に向けた考え方

条例制定の目的

- 地球温暖化対策の推進、また、エネルギーの安定確保を図るためには
「再生可能エネルギー」の導入拡大が必要であり、その前提となる
地域住民の理解促進と施設の適正な設置、安定的な運営・撤去を確保する。

条例に規定する主な事項

事業計画の把握と
各種法令手続きの取得状況の確認

発電施設の適正な設置、
安定的な管理運営・撤去(計画)の検証

地域住民に対する説明会等の義務化と
住民意見等の把握

事業者に対する指導権限の付与

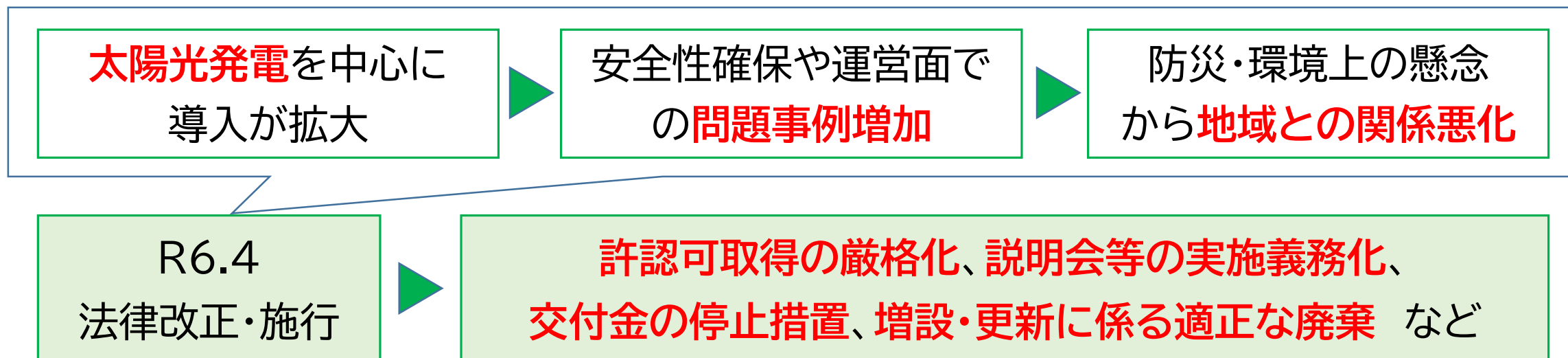
4 再エネ特措法の改正ポイント（概要）

(1) 再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）

- 再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置（※FIT・FIP制度）を講ずることにより、再生可能エネルギー源の利用を促進し、国の国際競争力の強化及び産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与する。（H23年法律第108号）

※ FIT制度（Feed-in Tariff）： 電気の固定価格買取制度（H23.7～）

FIP制度（Feed-in Premium）： 電力販売時の価格に一定の補助額を付与する制度（R4.4～）



(2) 再エネ特措法の改正概要／FIT・FIP制度のポイント

①-ア 許認可取得に係る認定要件の厳格化

- FIT・FIP認定の申請に際し、災害の危険性に直接影響しうる「土地開発」に関わる許認可の取得を要件化。

森林法の
林地開発許可

宅地造成及び特定盛土等
規制法の許可

砂防3法(砂防法・地すべり等
防止法、急傾斜地法)の許可

①-イ 地区説明に係る規定（説明会及び事前周知措置実施ガイドライン）

- 森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防3法の許認可が必要となる事業（認定申請要件許認可を必要とする事業）については、次に定める全ての時期に説明会を開催すること、とされている。（施行規則第4条の2の3第2項第7号イ）
 - i 認定申請要件許認可の申請までの時期
 - ii 認定申請要件許認可を受けた後、認定申請日までの3ヶ月間前までの時期

② 認定事業者の責任の明確化

- 認定を受ける事業者（認定事業者）に対し、事業の実施に必要な行為に係る「**土地開発や建設・設置、保守点検、設備解体、廃棄等**」の『**委託**』に関する**監督義務**を課す。
（書面による契約締結を義務化、契約書内における「報告体制」の事項を規定）
- 国は認定事業者に、**委託契約の概要等について年1回の定期報告**を求める。

③ 説明会等の認定要件化

- FIT・FIP認定の要件として、**地域住民への説明会・事前周知を義務化**、具体的な内容について「**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**」により明示した。
 - ① 説明会開催時期 ： 原則として**FIT・FIP認定申請の3ヶ月前**に実施
（環境影響評価法対象案件や①-ア記載の事業を除く。）
 - ② 説明会の案内等 ： ポスティング、個別訪問、回覧板等への掲載
 - ③ 案内への記載事項： 開催日時・場所、認定事業者氏名・連絡先、事業概要、工事開始・運転開始予定 など

【参考】説明会等の主な規定

○ 説明会の事業範囲 (屋根設置・住宅用は対象外)	- i 低圧(50kW未満) : 事前周知(チラシの配布等) - ii 特別高圧・高圧(50kW以上) : 住民説明会の開催
○ 地域住民の範囲	事業敷地境界線 から - i 低圧(50kW未満) : 100m - ii 特別高圧・高圧(50kW以上) : 300m - iii 環境影響評価対象規模 : 1km
○ 説明会で説明する事項 (認定を受ける者が開催)	- i 事業計画の内容 - ii 関係法令遵守状況 - iii 土地権原取得状況 - iv 事業に関する工事概要 - v 事業関係者の情報 - vi 事業の影響と予防措置 等
○ 説明会の議事等 (録音・録画・保管義務あり。)	「質疑応答」 の時間を設け、質問への誠実な回答を義務付け。 説明会後から 2週間以上、「質問募集フォーム」 を設け、書面で回答。
○ 認定事業の変更等による 説明会の開催	事業譲渡、合併又は会社分割等(相続を除く)により 認定事業者が変更 となる場合、 地区説明会(規模により事前周知) を開催する。

④ 違反状態の未然防止・早期解消の措置

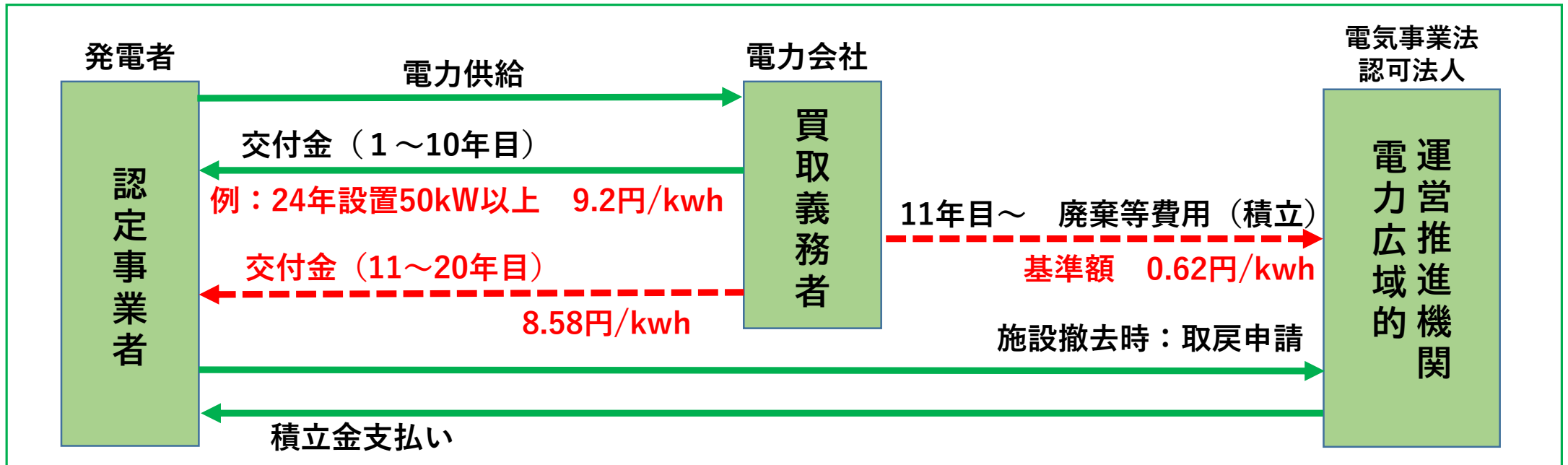
- 関係法令等に違反する事業者に対し、FIT・FIP交付金（売電料金）の支払いを一時停止。違反状態の早期解消にはインセンティブが必要であるため、違反解消時には、停止されていた交付金を取り戻せる。
- 違反が解消されず、認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。

⑤ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保

- 太陽光パネルの増設・更新など「変更認定申請」を行う際、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書等の書類の提出を義務付け。
事後、適正な廃棄等が実施されたことを証する報告書の提出を求める。
- 太陽光パネルの「廃棄等費用」は、運転開始10年経過以降、FIT・FIP交付金から一定金額を外部積立として差し引かれる。（P 9 参照）

⑥ その他（廃棄等費用の外部積立／ガイドライン）

- 再エネ発電施設の解体・撤去等に要する「**廃棄等費用**」は、国が毎年度、対象区分（設置年度・発電規模）ごとに、**積立ての基準額**を定めている。
廃棄等費用は**電力の供給開始11年目以降**、**FIT・FIP交付金**から**控除（源泉徴収）**され、「**電力広域的運営推進機関**」に**外部積立**される。
- 認定事業者は施設解体時に当該積立金を取り戻すことができる。
（取戻条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出）



⑦ その他

i 認定事業者の義務・改善命令（法第10条の3、第13条）

認定事業者は、「認定を受けた再エネ発電事業計画」に従って事業を実施しなければならない（法第10条の3）とされ、これに違反していると認めるときは認定事業者に対し、相当の期限を定めてその改善に必要な措置をとるべきことを命ずるとされている。（法第13条）

ii 認定の失効・取消（法第14条、第15条）

FIT制度の認定を受けて以降、認定時に定めた「運用開始期限」を経過しても運用を開始せず、一定期間（原則1年間、情勢等による例外あり）を経過した場合には、認定が失効する場合がある。（法第14条）※例外あり

また、再エネ発電事業が「円滑かつ確実」に実施されていないと判断される場合については、国は認定を取消することができる。（法第15条）

⑦ その他

iii 報告徴収・立入検査

国は、認定事業者等に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し**報告をさせ**、又はその職員に、認定事業者等の**事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り**、**帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査**させることができる規定が設けられている。（法第52条）

iv 罰則規定

「報告徴収・立入検査」に関し、報告をせず、若しくは**虚偽の報告**をし、規定の**検査を拒み、妨げ、若しくは忌避**した場合には、**30万円以下の罰金**が科せられる。（法第61条）

(3) FIT・FIP制度の運用ルールのもとめ（概要）

① 許認可取得に係る**認定要件の厳格化**
（森林法・宅造法・砂防3法など）

② 認定事業者の**責任の明確化**
（委託事業に対する監督義務）

③ **説明会・事業周知**の制度化（義務化）
（事業主体変更時も含む。）

④ 違反防止・**早期解消措置**の対応
（交付金の支払停止措置と取戻し）

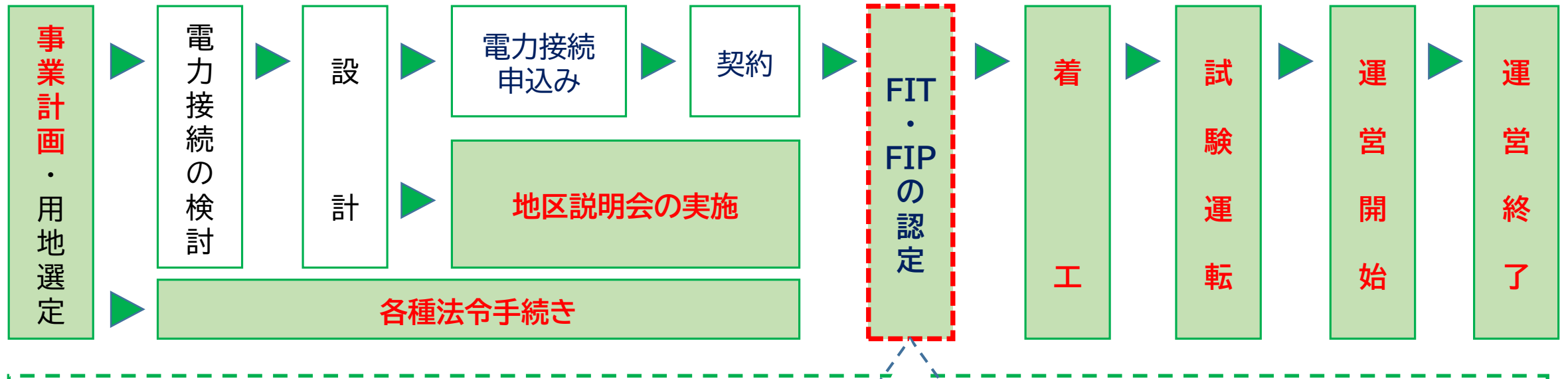
⑤-⑥ パネル等の**撤去・廃棄の制度化**
（撤去費用の外部積立・廃棄報告書提出）

⑦- i 事業計画違反に対する**改善命令**
（委託事業に対する監督義務）

⑦- ii FIT・FIP認定の**失効・取消**の規定
（事業主体変更時も含む。）

⑦- iii. iv **報告徴収・立入検査と罰則規定**
（30万円以下の罰金）

(4) FIT・FIP認定の申請書類



1 事業計画(事業規模・主体・管理者等)

事業者名、法人代表、密接関係者、発電所場所、区域面積、設置形態、登記事項証明、土地登記簿、土地の賃貸借契約、発電所配置図、架台概要図、事業実施体制図 など

2 地区説明会等の実施状況

境界敷地から水平距離の範囲が確認できる図面、説明会開催の広報書類、説明対象エリアの範囲図、説明会配布資料、説明会議事録、質問・質問に対する回答書、説明会概要報告書 など

3 法令手続きの実施状況

遵守事項、関係法令手続状況報告書 など

4 管理・運営、撤去費用等に関する書類

事業実施工程書、点検責任者、保守点検及び維持管理計画、解体に関する費用、廃棄等費用 など

**FIT・FIPの認定申請書類
(約70種類)の提出を受けることにより、ほぼ必要な情報の把握が可能**

5 提言等を踏まえた条例（各規定）の骨子

(1) 条例制定の目的・理念（第1条、第3条）

再エネ事業の健全な拡大を図る上で前提となる**再エネ施設の適正な導入と管理運営**を促進することにより、自然環境及び生活環境の保全と、災害の防止を図る。

(2) 用語の定義（第2条）、責務に関する規定（第4条～第7条）

対象とする**再エネ事業(太陽光、風力等)**、**主体となる事業者、土地所有者**などの「**用語**」について定義するほか、**市や事業者、市民の「責務」**について規定する。

(3) 適用する事業・規模(第8条)

出力10kW以上の「再エネ事業」を対象とするが、屋根設置及び住宅設置の太陽光発電、及び自社工場等に併設する再エネ発電施設等の**確実な管理が見込まれる案件は対象外**。

(4) 事業計画の事前提出（第9条～第10条）、事業実施届出（第14条）

事業計画の概要書類の提出を受け**内容を確認**、不備がない場合、同書類を受理。
(市長は、説明会の開催・省略に係る事項、その他必要に応じて意見を付して通知)
事業実施前に**事業全体の詳細の書類の提出**を受け**内容を確認**。

(5) 説明会の開催・報告（第11条～第12条）

FIT・FIP以外の事業形態（相対での売電等）も条例の対象とするため、条例において**地区説明会の開催を義務化し、説明会の概要や住民意見等に関する報告書**などの提出を求める。（FIT・FIP事業は、同法の説明会を実施し、必要な報告を行った場合、省略可）

(6) 三者協定の締結（環境影響評価対象事業／第13条）

環境影響評価対象の規模となる再エネ事業については、原則、市や地区、事業者との間の**「三者協定」の締結**を求める。

(7) 氏名等の変更、地位承継の際の届出の義務化（第16条）

名称等の事業譲渡等により**「事業者の情報」に変更が生じた場合**における**本市への届出を義務化**。

(8) 行政指導と国への通報・事業者名の公表等（第18条～第23条）

指導・助言や現地の立入検査、勧告などの「行政指導」を規定、**指導・勧告に従わない場合は「事業者名」を公表**するほか、指導に従わない場合には、**電気事業法**や**再エネ特措法の罰則規定など**の適用可能性を踏まえ、国の監督部門（東北経済産業局、関東東北産業保安監督部）に通報を行う。

(9) 区域設定に関する市の考え方

- 他の自治体の条例において、「禁止区域」や「抑制区域」を設定する事例はあるが、その場合、再エネ発電施設の設置に関する現状を整理する必要がある。
- 現時点では、条例施行時において、①稼働中の案件、②FIT等の認定済みの案件、③事業計画があり、既に土地取得・測量等に着手している案件の3種類に分類できる。
【次ページ図参照】
- 条例で禁止区域等を設定した場合、①の「稼働中の案件」については問題はないが、②、③の案件では、事業実施の制限を受けることとなるため、条例による規制の違法性を確認するための訴訟や、事業中断や断念等に対する損害賠償請求が提起される可能性がある。(処分の取消訴訟や、訴訟の和解による賠償金の支払事例あり。)
- 制定する条例は、営業の自由や、財産権の行使といった「権利の保障」も踏まえ、「禁止区域」等の設定は行わず、事業の前提となる「各種法令」の規定に基づく「許認可」の取得状況の確認、住民説明会の義務化、安定的運営の検証、行政指導等により再エネ事業の適正化を図っていく。

(9) 区域設定に関する市の考え方

条例施行

既に立地・稼働しており条例の影響は受けない

(施行前) ① 稼働中

認定済みの案件や事業用地の取得、測量・設計等を行った案件を
「条例」の規定で立地・稼働を制限できるか？

(施行前) ② FIT・FIP認定済み

(施行後) 着工・稼働

(施行前) ③ 計画中(土地取得・測量等)

FIT等の
認定

(施行後) 着工・稼働

(10) 不適正事案発生時の対応について

- **再エネ特措法**では、認定した事業計画に添わない事業運営に対して、改善命令を行うこととされており、**命令に従わない場合**には、
 - ① **再エネ交付金(売電収入)の支払い停止**
 - ② **認定の取消し**
 - ③ **罰則規定の適用(30万円以下の罰金)** などの処分が課せられる可能性がある。
(電気事業法においても、別途、罰則規定が設けられている。)
- 法令に基づく処分により、発電事業者は、**事業目的である再エネ交付金(売電収入)の支給が受けられない(又は一時停止)**こととなり、「**不適切状態の改善**」を促す面では、所管である**国(東北経済産業局、関東東北産業保安監督部)**からの行政指導や**行政処分が最も効果的**と考えられる。
- このため、市内の再エネ発電事業において「**不適正事案**」が発生した場合には、法に定める罰則規定等の適用可能性を踏まえ、**国に対し通報する対応**とする。

(11) 行政指導の適用範囲（イメージ図）

条例施行

行政指導

第18条 指導又は助言

第19条 報告の徴収

第20条 立入検査等

第21条 勧告

第22条 国等への通報

第23条 公表

条例施行後に稼働する再エネ発電施設

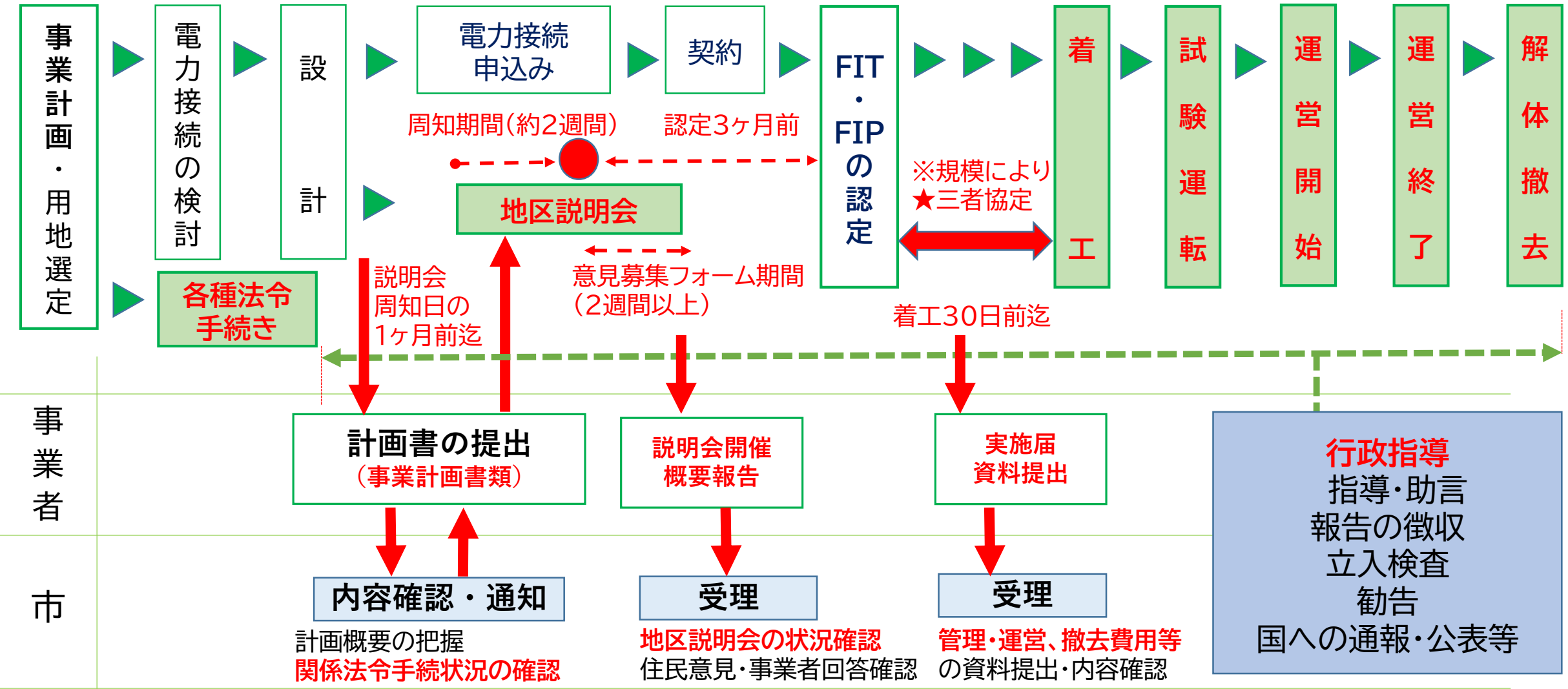
- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① <u>事業者の「責務」の遵守（第5条）</u> | ② 事業の概要の書類の提出（第9条） |
| ③ 説明会の開催（第11条） | ④ 協定締結の要請（第13条） |
| ⑤ 事業実施届の提出（第14条） | ⑥ <u>適切な「維持管理」（第15条）</u> |
| ⑦ <u>氏名変更・地位承継の届出（第16条）</u> | ⑧ <u>事業の終了届（第17条）</u> |

従前から稼働の再エネ発電施設

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① <u>事業者の「責務」の遵守（第5条）</u> | ⑥ <u>適切な「維持管理」（第15条）</u> |
| ⑦ <u>氏名変更・地位承継の届出（第16条）</u> | ⑧ <u>事業の終了届（第17条）</u> |

※ 法の規定による認定事業者の変更時には地区説明の実施義務がある。

6 条例案に係る手続きの概要（フロー図）



※ FIT・FIP認定事業者の場合、提出する資料等の一部は、FIT・FIPの「申請書類」の写しでも代用可とする。

7 条例案への提言の反映状況

【提言事項（要旨）】

(1) 持続可能な維持管理

（責任の所在の明確化、修繕・撤去費用の積立）

(2) 住民説明の徹底

(3) 環境の保護

（景観・治水能力保護、土砂災害等の抑制）

(4) 地域共生型再生可能エネルギーの導入

（合意形成、環境保護が不十分な事業を認めない）

(5) 規制対象の拡大

（小規模再エネ事業者の届出、事故報告の指導）

【条例（案）】

第9条、第14条 **事業計画の概要資料の提出**を義務化、**計画全体を把握**した上で、**修繕・撤去費用等**も確認。

第11条 **住民説明会の開催を義務化、住民意見とその対応等に関する報告書の提出**を求める。

第9条 FIT・FIP申請書類である「**関係法令手続状況報告書**」で法令の**適合状況**を確認。

第11条 **住民説明会を義務化**するとともに、**地域の「理解」**を事業者の努力義務を規定。

第18条～第23条 行政指導を位置付けるほか、**国等への通報、公表**による改善措置を促す。

第8条 10kW以上の案件(対象外あり)を対象とし、報告書類の提出等と、**行政指導**の規定を設ける。

參考資料

【参考】再エネ発電事業に関する各種法令の規定

日本国憲法（営業の自由・財産権関係）

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び**職業選択の自由**を有する。

第29条 **財産権**は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、**公共の福祉に適合**するやうに、**法律でこれを定める**。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、**法律の範囲内で条例を制定**することができる。

地方自治法（条例の制定権・罰則規定関係）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

第255条の3 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

【参考】 再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法(再エネ特措法)

(定義)

第9条第3項 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

1. 太陽光
2. 風力
3. 水力
4. 地熱
5. バイオマス ※国(経産省、農水省、国交省、環境省)との協議要

(認定事業者の義務)

第10条の3第1項 認定事業者は、第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画(第10条第1項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による変更の届出があったときは、その変更後又は追加後のもの。以下「認定計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電事業を実施しなければならない。

(改善命令)

第13条 経済産業大臣は、認定事業者が第10条の3の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の失効)

第14条 認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第4項の認定(第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。次条、第15条の17及び第15条の18第1項において同じ。)は、その効力を失う。

1. 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したとき。
2. 第9条第4項の認定を受けた日から起算して再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに経済産業省令で定める期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったとき。

(認定の取消し)

第15条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第4項の認定を取り消すことができる。

1. 認定事業者が第10条の3の規定に違反しているとき。
2. 認定計画が第9条第4項第1号から第4号までのいずれかに適合しなくなったとき。
3. 認定事業者が第13条の規定による命令に違反したとき。
4. 認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、認定事業者が第15条の12第2項又は第15条の17の規定による積立てをしていないとき。

(解体等積立金の積立て)

第15条の12第2項 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第52条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2～3 (略)

4 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 経済産業大臣は、第1項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

第61条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

1～3 (略)

4 第52条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

再エネ発電事業の規模別適用法令の概要（主な法令・手続きを抜粋）

規模 法令	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 250kW未満	250kW以上 500kW未満	500kW以上 1MW未満	1MW超
条例案	不要	対象（屋根置き、個人の50kW未満又は工場併設等は対象外）				
再エネ特措法 FIT・FIP認定	事業規模によらず、要件を満たせば認定可能。					
再エネ特措法 FIT・FIP説明会	不要	事前周知措置 （ポスティング等）	説明会開催が認定要件（関係法令の説明会は別途必要）			
電気事業法	届出等不要 （一般用）	届出必要 （小規模）	届出必要＋電気主任技術者選任			
森林法				小規模林地開 発（太陽光 0.5ha相当）	小規模林地開 発(1ha以上)	
宅地造成及び 特定盛土規制法	・ 宅地造成等工事規制区域における一定規模以上（盛土の高さ等）の盛土等の許可 ・ 特定盛土等規制区域における一定規模以上（盛土の高さ等）の盛土等の許可又は届出					
環境影響評価 （県条例 第二種事業規模）						太陽光 20MW以上 風力 7MW以上

----- 市条例案で手続きの対象とする事業